

事務連絡  
平成26年2月28日

指定（介護予防）居宅サービス事業所等管理者 様  
（高松市に所在する施設・事業所を除く）

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
施設サービスグループ  
在宅サービスグループ

### 平成26年度介護報酬改定の概要について

標記について、平成26年2月25日に開催された厚生労働省主催の「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」において、平成26年度介護報酬改定について説明がありました。（詳細については、別紙1参照〔会議資料抜粋〕、会議資料全体については、厚生労働省ホームページをご覧ください。厚生労働省ホームページ；<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000038295.html>）

平成26年4月に予定されている消費税率8%への引き上げに伴う介護保険サービスに関する取扱い等については、社会保障審議会介護給付費分科会等において検討がなされてきたところですが、消費税引上げに伴う影響分に対応するため、各サービスの課税割合に応じた介護報酬への上乗せを行うこと、上乗せの方法としては、基本単位数への上乗せを基本としつつ、消費税負担が相当程度見込まれる加算についても、上乗せを行うこととされたところです。

現時点での具体的な各種サービスの単位数等の案については、厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000034731.html>）からご覧いただけますが、正式には、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）等の各種サービスごとの介護報酬に係る告示改正等によることとなります。

なお、指定（介護予防）居宅サービス事業等に関して、介護報酬改定に伴い、重要事項を記した文書（以下「重要事項説明書」という。）の内容（利用料金）に変更が生じる場合には、別紙2の基準に基づき、あらかじめ、利用者等に対し、重要事項説明書（変更部分のみでも可）を交付して、説明を行い、同意を得ておく必要があります。

同意を得る方法は、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、可能な限り書面（署名・押印等）によることが望ましいものですが、書面により同意を得ることが困難な場合には、各事業所において、適切な方法により利用者から同意を得たうえで、サービスの提供を行うようお願いします。

#### 【問合せ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
施設サービスグループ  
在宅サービスグループ

TEL 087-832-3268,3269

FAX 087-806-0206

(別紙2)

1 香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」(平成24年香川県条例第52号)第3条第1項に規定する基準

別表第1

社会福祉施設等	法令
9 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)
10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業及び同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスの事業	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)
11 介護保険法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)
12 介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスの事業及び同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスの事業	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号)
19 平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するとされた旧指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)